特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、児童手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

能代市長

公表日

令和7年1月30日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	児童手当支給事務			
②事務の概要	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、18歳到達以後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。 事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。 また、支給にあたり住民が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座に支給する。 児童手当法による児童手当の支給に関する事務で個人番号を用いる。			
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム			

2. 特定個人情報ファイル名

受給者台帳情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- ・番号法第9条第1項及び別表81の項
- ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施 【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報 童手当関係情報」が含まれる項(42、125、 【情報照会の根拠】	人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 他のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「児 141、161の項) 照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号

電話番号 0185-89-2146

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点					
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満					
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	人 [発生なし] く選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
[基礎2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 施機関については、それ] Lぞれ重点項目評値	3) 基礎項目	評価書 評価書及び 評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書 ク対策の詳細が記載
されている。					
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通じた	≥入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	る	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	F通じた提供を除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	る	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)] (]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		[].	人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	2) 十分である 2) 十分である		1) 特に力を入れている			
判断の根拠	・マイナンバーの取得の際はオ 書等の保管や処分に関して、ネ		底し、また、特定個人情報の入力、記載がある申請 うこととしている。			
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	[]:	全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情 不正に使用されるリスクへの 使用等のリスクへの対 われるリスクへの対 システムを通じて目的 システムを通じて不正 い・滅失・毀損リスクへ	の対策 策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 内外の入手が行われるリスクへの対策 Eな提供が行われるリスクへの対策 Nの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠		を入手することがない	「るため、目的外の入手が行われることはない。その いよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	4.情報提供ネットワークシステ ム情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(74、75の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報欄)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26 30 87の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって支援である事で定めるもの」が含まれる項(74 75の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条	事後	
平成29年12月12日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、中間サーバコネクタ、宛名・ 納付システム	児童手当システム、中間サーバコネクタ、宛名・ 納付システム、電子申請システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	ち、第四欄(特定個人情報欄)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26 30 87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74 75の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務	省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74 75の項) 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和5年4月1日		月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。番号法においては、別表第一項番56に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の本給に関する事業で個人情報を用いること	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向入に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を会給するための要理、認定請求の受理、認定若しいる者に当該手当を会にある。また、支給にあたり住民が公金受取口座を利用する旨の意座に支給する。 表示をした場合、事前登録した公金受取口座に支給する。 番号法においては、別表第一項番56に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人情報を用いることとなる。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	公的給付の支給等の迅速か つ確実な実施のための預貯 金口座の登録に関する法律 の施行による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	情報」が含まれる頃(26 30 87の頃) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手 当又は特例給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの」が含まれる項(74 75の 項) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 公会で定める事務及び情報を定める金金(平成	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報欄)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26 30 87 106項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当法による児童手当大る児童手当大る児童手当大る児童手当大は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74 75の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条、第40条の2公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	番号法の改正及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律の施行による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月2日	┃Ⅰ.特疋佪人情報ノアイルを収 ┃U扱う事務	資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月 31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。 事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。また、支給にあたり住民が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座に支給支給する。 番号法においては、別表第一項番56に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人情報を用いることとなる。	庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、18歳到達以後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。 事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。 また、支給にあたり住民が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座に支給支給する。 番号法においては、第9条第1項及び別表81の項並びに番号法別表の主務省令で定める事	事前	児童手当法並びに番号法及 び番号法施行令の一部改正 に伴う修正
令和6年9月2日	3.個人番号の利用	番号法別表第一(56の項)	・番号法第9条第1項及び別表81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第44条	事後	番号法及び番号法施行令の一部改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月2日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供の依拠】第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報欄)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26 30 87 106の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74 75の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関びたませた。	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律第9	事後	番号法及び番号法施行令の一部改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	の同工に負することを目的とし、18歳到達以後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。 事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。 また、支給にあたり住民が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座に支給する。 番号法においては、第9条第1項及び別表81の項並びに番号法別表の主務づき、児童手当の表格に関する事務で個人番	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、18歳到達以後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。 事務である。 事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくはあ下、毎年度の現況届である。 事務、方もにあたり住民が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座に支給する。児童手当法による児童手当の支給に関する事務で個人番号を用いる。	事後	
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		児童手当システム、中間サーバーコネクタ、宛 名・納付システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【情報提供の根拠】 ・命令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「中町村長」、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) ・命令第44条、127条、143条、163条 【情報照会の根拠】 ・命令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」、第2欄(特定個人番号利用事務)に児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって当該条文で定めるものについての記載が含まれる項(106、107の項) ・命令第108条、109条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「児童手当法による児童手当の支給に関する事務」が含まれる項(106、107の項)	事後	
令和7年1月30日	8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である ・マイナンバーの取得の際は本人から行うことを 徹底し、また、特定個人情報の入力、記載があ る申請書等の保管や処分に関して、複数人で の確認を行うこととしている。	事後	
令和7年1月30日	9. 監査	[]内部監査	[〇]内部監査	事後	
令和7年1月30日	11. 最も優先度が高いと考え られる対策	(新規)	1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入 手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するように手続きを進めている。	事後	